

平成26・27年度 国有林野の管理経営に関する モニターを募集します



林野庁北海道森林管理局では、国有林野の役割や現状について理解を深めてもらうとともに、国民皆さんの声を管理経営に反映させることを目的に、平成26・27年度の国有林野の管理経営に関するモニターを募集しています。

応募資格	北海道にお住いの国有林に関心のある満20歳以上（平成26年4月1日現在）の方（北海道全体で48名） ※ただし、国会及び地方議会の議員、地方公共団体の長、常勤の国家公務員、国有林野事業職員OB、森林・林業担当の自治体職員並びに平成24・25年度に国有林モニターであった方は除きます。
依頼期間	平成26年4月～平成28年3月までの2年間
依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 国有林モニター視察会、会議への出席。 ● アンケート調査への協力。 ● 国有林の管理経営についての意見や提言。
募集期限	平成26年2月28日（金）※必着
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 郵送、FAX、メールいずれでも可。 ● 必要事項を記入のうえ担当までご応募ください。①住所（郵便番号）、②氏名（ふりがな）、③性別、④年齢（平成26年4月1日時点）、⑤職業、⑥電話番号、⑦国有林モニター募集を知ったきっかけ（広報せたな、〇〇新聞など）⑧応募理由（100字程度）
発表	<ul style="list-style-type: none"> ● 結果は平成26年3月末日までに依頼状の発送をもってお知らせします。 ● 結果に関する個別のお問合せにはお答えできません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 国有林モニターになっていただいた方にはイベント情報などを定期的に送付いたします。 ● 国有林モニターの応募理由や提供いただいたアンケート、ご意見及びご提言については、北海道森林管理局ホームページなどで匿名にて公表させていただき、ご意見、ご提言に対する回答についても、北海道森林管理局ホームページなどに掲載する予定です。 ● ご応募に係る個人情報、選考にあたって性別、年齢、職業等の偏りを少なくするためにご記入いただくものであり、目的以外には使用いたしません。なお、一度送付いただいた申込書はお返ししませんので、あらかじめご了承願います。
応募先 お問合せ先	北海道森林管理局 企画課 国有林モニター担当（福浦・安藤） 〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番 ☎ 011-622-5228 ☎ 011-622-5194 e-mail h_kikaku@rinya.maff.go.jp http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/index.html

医療法人社団 陵仁会 【診療科目】産科・婦人科 小児科隣接

えんどう桔梗 マタニティクリニック

産科・最新4D超音波・婦人科他（産前・産後の教室も充実） 院長 遠藤 力 副院長 白戸 智洋

【診療時間】	日(第2・4)	月	火	水	木	金	土
午前(9:00~12:00)	●	●	●	●	●	●	●
午後(14:30~18:00)	休診	●	●	手術日	●	●	休診
休診	日曜(第1・3・5)・祝祭日						

**LDR(分娩室)、
和室病室も新設**

2月の日曜診療は、
9日・23日になります。

2月22日(土)・23日(日)
女医 小宮先生外来

随時福祉ハイヤーの送迎可(特別料金半額にて)。 福祉ハイヤー TEL.090-7654-5554
 函館市桔梗5丁目7-15 (桔梗駅前通り中の沢小学校前)

入院設備完備

TEL(0138)47-3001

(有料広告)

免許取得の助成制度について 狩猟免許取得を支援



狩猟免許取得所持者の高齢化に伴い、免許所持者が減少しております。
有害鳥獣による農林水産物の被害が増加している現在、狩猟者確保のため
新たに狩猟免許（第一種狩猟免許に限る）、猟銃の所持許可の取得および猟銃
を購入された方に対して町が補助金を交付します。
あなたも狩猟免許を取得して有害鳥獣捕獲員になりませんか。

3 補助対象経費

下記の経費の合計額を1人1回限りとして補助します。ただし千円未満の端数は切り捨てとし、③については25万円を上限とします。

- ① 狩猟免許試験予備講習会受講料
- ② 狩猟免許試験申請手数料
- ③ 銃砲所持許可の初心者講習会受講料
- ④ 射撃技能講習技能検定料
- ⑤ 射撃教習を受ける資格認定料
- ⑥ 銃砲所持許可申請料
- ⑦ 射撃教習受講料
- ⑧ 猟銃及びガンロッカー、装弾ロッカーの購入に要した経費

1 補助対象者 （次のいずれにも該当する方）

- ① せたな町内に住所がある方
- ② 新たに狩猟免許の取得等をされた方
- ③ 北海道猟友会檜山北部支部に所属し、せたな町が委嘱する有害鳥獣捕獲員として捕獲活動に従事できる方

2 申請手続

せたな町狩猟免許取得補助金交付申請書のほかに、以下のものが必要となります。

- ① 取得した第一種狩猟免許状及び銃砲所持許可証の写し
- ② 各種受講料等（補助対象経費）の領収書の写し
- ③ 猟友会に入会したことを証する書面

問い合わせ先

本庁 産業振興課 林業振興係 ■0137-84-5111（内線1158）
 瀬棚総合支所 産業建設課 農林振興係 ■0137-87-3311（内線3123）
 大成総合支所 産業建設課 農林振興係 ■01398-4-5511（内線2134）

法テラス 八雲通信

No.17

「民事法律扶助制度とは」

法テラス八雲法律事務所
 弁護士 森田了導

■以前、このコラムでも取り上げたことがありましたが、法テラス八雲では、「民事法律扶助（みんじほうりつふじょ）制度」を使ったり、無料法律相談を受け付けております。

■民事法律扶助制度とは、国が設置する公的な法人である日本司法支援センター、通称「法テラス」が、民事事件について、自分で弁護士費用や訴訟費用などを準備できない方に対して、援助を行う制度のことです。

■具体的には、①法律相談については、3回まで無料で法律相談を受けることができます。②法律相談の結果、弁護士を代理人につけて裁判等をする必要があると考えられる場合には、弁護士費用や訴訟費用について立替えを受けることができます。

■民事法律扶助制度を利用できる方については、一定の資力の基準（収入や財産の状況）を満たしている必

要があります。おおむね3人家族で月収27万2000円以下、預貯金・居住用でない不動産等の資産が270万円以下であれば無料法律相談や費用立替制度を利用することができ（詳細についてはお問い合わせください）。

■なお、資力の基準を満たさない方についても、有償となりませんが、法律相談や訴訟等の代理を受け付けております。

■法テラス八雲法律事務所では、皆様のご相談をお受けしています。こんなことを相談できるのかな、無料で相談を受けられるのかな、ということが気になる場合は、「法テラス八雲法律事務所」050-3383-8366までお気軽に相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス八雲法律事務所」050-3383-5563でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。